京城新報

●新聞代 ▲一部金三錢▲一ヶ月金[illegible]
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行一回金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 一月十五日
發行兼編輯人 山下[illegible]
印刷人 小門[illegible]
京城西署
發行所 京城新報社 電話六六三番

新疆旅行記（續）

新疆の地圖に伊犂府と記さるゝ場處は、淸國の殖民地にあらずして、僅百二十里東方なる露國の殖民地（淸國の事迹）なり、伊犂[illegible]の商業は「不正の濟」と呼びても差支なき所にて、一街は全く賭博者によりて占領せられ、早朝より夜更け迄、勝負を爭ひつゝあり、其間彼等は長き机に坐するなり、土耳古人は激烈なる宗敎的人民にして、標題に神の名を有する册子ならば、彼等は喜んで好き價にて購求せんとするなり。

伊犂府と『クルヂャ』の間には、露國境界上の他の場處に於けると等しく、露國式の三頭立の四輪馬車は、緩漫なる支那の二輪車を壓倒し、支那人及土耳古人も同樣に四輪車を驅りつゝあり、此四輪車の或ものに至りては、十二人の人を載せ、二輪の支那車の二倍の速力を有す、余の旅行をなせし時には、僅に四人の乘客ありしのみ、伊犂府より滿人街迄の道路は、正に厚き灰色の塵埃の堆積なり、吾等が途中にて過ひし或る隊商は全く塵埃の中に包まれ、行違へる迄は見ることを得ざりき、數週の間一滴の雨も降らざりし。

余は八月二十日朝餐を喫したる後、新城を發して『クルヂャ』に向ひ、四輪車を驅りしが六時間にて到達せり、馭者は[illegible]る一の旅館に案内せしが、折惡しく滿員にて如何ともする能はざりしを以て、余は馭者に命じて直に衙門に遣り行かしめたり、衙門の長官は大公園に於て或る賓客を饗せんが爲め外出中なりし、余も亦一人の高級武官により、宴會に出席すべき招待を得たるも、余は之を辭退したりしかば、彼は余の爲めにある場所を見出さんことを約し、行李を携帶すべきことを余に求めたり、余は衙門の中なる淸潔なる一室を供與へられたり、衙門は廣大なる敷地に建てられて居り多くの大建築より成り、殆ど滿洲に於ける將軍の官衙の如き大さを有す、[illegible]其廣大なる建築に連接して一大公園を有し、新城は即ち此滿人街の中の主要なる場所にして町の兩側には鬱蒼たる樹木美しく立並べるも、其住民は決して余に好ましく印象せられざりき。余が此地に滿人と共に在りて見たる所は、益々余が滿洲に在りし時、彼等に對して抱ける意見を確實ならしめ、滿人なる者は怠惰無知傲慢にして、而も爭闘を好む民族なりと思はしめたる彼等は、余の貪りつゝある書籍を竊取して、少しも愧づる所を知らざるなり、余は此事に關し、電信局なる余の友人に訴へしに、却て友人より滿人が支那店に赴く時は一層の惡事をなし、已の必要品を取り、其代價を拂ふて事を拒むことを聞けり、彼等は全く盜賊なり其他何事にも拘らず、余が新城にて彼等につきて見し所は、最も余に忌まはしき念を抱かしめたり、『クルヂャ』の市街は新城の如く廣からず、又何等の樹木も存せざれども、其人民は行正しく、且つ職業に精勵しつゝある如し、露國人は甚だ美麗なる家屋を建設するが故に、支那人及土耳古人も亦其例を逐ひつゝあり。

移住と出稼

德富猪一郎

拘しく國外に出でゝ活動するにも大別すれば出稼と移住の相違がある出稼と云へば一時國外に出でゝ金を儲け儲けたる後は又た其の古巢に歸るものである移住とは云ふ迄も無く腰を据ゑて其の出掛けたる場所に永住するものにして其の結果は殖民ともなり國家の働く範圍を擴張する譯ともなるものである[illegible]支那人の如きは先づ[illegible]べきであらう固より[illegible]は永住して親より子[illegible]の殖民團隊を爲した[illegible]稼ぐだけ稼ぎ溜めて而[illegible]と云へば彼等は海外に[illegible]云へば錦を着て故鄕[illegible]る金を以て鄕里鄕黨[illegible]受け誇るのである其れ[illegible]ソン人種の如きは先[illegible]差支なから尤も印[illegible]年限印度に勤め相當[illegible]本國に歸りて生活する[illegible]事實の上に於ては大[illegible]其は其の一部分にし[illegible]到る處に其の國を持[illegible]る手段を講ずるので[illegible]る處、禿山も青くな[illegible]と爲る沙漠にも灌漑[illegible]坦々たる大道が出來[illegible]動場が出來る教會が出[illegible]ち三人の英人が集ま[illegible]雛形が出來る斯くて其[illegible]如く大なる殖民地と[illegible]所此の所作に外ならぬである

我が大和民族は何れかと云へば是れ迄は先づ出稼人種と云うてよからう近く歷史上の例を取れば所謂る倭寇の如きは山東省より福建省に至る迄到る處支那の沿岸を荒し明の天下の如きは倭寇に滅されたりと云ふ事は出來ぬも殆んど滅亡の基は玆に在りと云ふ事が出來る而して其の倭寇は沿岸のみならず隨分內部にも侵入したのである現に西湖の傍に在る五代吳越王妃の建立したりと稱へられたる雷峰塔の如きも倭寇の爲めに燒かれて今猶は當時の血歷史を其の苦蒸し樹木生い茂れる半ば壞れたる塔によりて語られて居る然るに彼等は恰も烏が夕べに來り朝に去るが如く唯だ單に物を掠め資を奪ひて歸り去りたる迄にして其の爲めに唯だ彼等が双刀を水車の如く廻せし事やら家に逢へば燒き人を見れば殺せし事やらの外、何等の痕跡をも剩さなかつたのである即ち文祿、慶長の役の如きも其の通りである七ケ年の遠征は韓國より種々の戰利品を携へ歸りたるに止まり別に我が勢力を彼等に扶植したる事は僞にも見當らぬ今日と雖も米國、布哇等に赴きたる多數は出稼的性質のものである固より中には永住の者もあれども概論すれば出稼と云ふより外は無い此の出稼も固より惡いとは云はぬ之れが爲めに年々正金を日本に送り若くは持歸るもの現在少なくとも三千萬圓を下らぬであらう五分利附の公債とすれば四億圓の公債の利子は此の出稼者に依りて辨償せられて居るのである輸出輸入の不平均あるに拘らず其のバランスを冥々の裡に助けたるものは固より此の出稼者の功德と云はねばならぬそれで吾人は決して出稼者に對して彼れ是れ批難がましき事を云ふのでは無い但だ出稼をする程ならば何故に一歩を轉じて移住せぬかと云ふのである出稼は只だ物品を賣りて金を取る代りに勢力を賣りて金を取る迄である出稼人は唯だ人間が貿易品の名代を勤めたと云ふ迄に過ぎぬ之れでも不都合は無い併し願ふ事なれば帝國の勢力を國外に扶植して貰ひたい、それには申す迄も無く移住である即ち一寸腰掛にあらず、其所に永久の計を以て其の業務を營むのであるそれでも如何に移住せんとしても吾れを移住せしめぬ國に赴くは愚の極である、そこで移住するには移住して差支なき場所を見に立つるが何より緊要である[illegible]す時に於ては餘儀なくも旗を卷いて歸らねばならぬ左樣な不安心なる場所に移住するよりも吾れを歡迎し若くは吾れをして終焉の計を爲さしむるに差支なき場所を選ぶが何よりの急務である單に一時の便宜とか都合とかのみならず遙なたる前途に見据ゑを附け我が勢力を扶植するに足る場所に向つて扶植するが安全なる仕方である吾人の見る所に依れば太平洋の向岸は到底出稼以上には適せぬのである若しそれ以上に志さば其の時は彼の國に歸化するより外はない即ち彼の國民と混同して全く彼等の中に吸込まれ飲み込まるゝのであるそれさへ果して出來るや否や甚だ覺束なきものである之れに反して韓國の如きは最も我が移住に適したる場所である、それで假令當分の利益は多からずとても永遠の利益を思ひ且つ國家的利益を思へば韓國に移住するが如きは日本國民として最も其の活動の途を得たるものと云はねばならぬ。

蠶業品需給に對する調査（三）

第二●琺瑯鐵器●

本品は普通瀨戶引と稱するものにて當港市中に販賣する重なるものを擧ぐれば小鍋鐵瓶代用の藥罐、飯蒸し、杓子の類なり

（一）小鍋● 小鍋は五寸五分、六寸、七寸、七寸五分、八寸九寸、尺〇の七種あれども六七寸形及び八寸形は鍋狀に恰好にして用途廣法なれば日韓人に通じ賣行善く五寸五分形は少しく小さきに失し九寸形尺〇形は少しく大に過ぎ人々不向の傾きありて賣足餘り早からざる由なり本品は直段割合に低廉にして用途廣に闊法なるものなれば渡來の邦人にて新に世帶を持たんとするものは殆んど備へざるものなき位にて在來の居留者と雖ども家毎に二三を備へざるものなき位なれば其需用は廣汎にして賣行も亦相當之れある譯なれば當港の雜貨商は多少とも仕込み居らざる店なく專ら韓人を得意とする小賣商は勿論卸商と雖ども本品を仕込み居らざるはなく又其店舖に列べざる店とては殆んど之れなき樣見受けらる本品は唯地場の日韓人に賣行くに止まらず當港の商業區域に屬する海州、開城は方面は勿論黃海道、忠淸道より平安道、義州界限京畿道は烏致院に迄るまでの各地方に在る日韓人に相當需用あるを以て日韓雜貨商を始め仲次人等は當港に於て仕入れ行くを常とすれば地方卸し賣りの額は尠少のものにあらざるなり本品に就ては未だ單獨に輸入統計を得ざるを以て其需給額を數字により示し難しと雖も日韓人に賣行く高は相當巨額に上るが如し輸入先は主として大阪にして未だ他の製品は輸入なし相場凡そ左の如し

	卸	小賣
五寸五分一枚	八錢	十錢
六寸同	十錢	十二錢
七寸同	十三錢	十五錢
七寸五分	十五錢	十七錢
八寸	十八錢	二十錢
九寸	廿八錢	三十錢
尺〇寸	品なし	

（二）藥罐● 藥罐は鐵瓶代用の湯沸に用ふるものなるが小形、中形、大形の三種あり而して亦た外側黑內側白の琺瑯を施したるものと外側藍內側白の琺瑯を施したるものと外側薄白內側白の琺瑯を施したるものとの三種あり其內外黑のものは最も一般に行はれ居れり本品も亦た小鍋の如く値段割合に低廉にして用途廣に輕便なれば世帶持ちの多所には必ず備へられずと云ふことなし殊に韓人にも近來需用を增加し小鍋と相並んで隨分賣行きありと云ふ是亦地場の需用に止らず當港の商業區域に在る各地の需用は當港より供給せるを以て卸小賣とも其賣行は尠少にあらず將來益好望の商品たるべし未だ本品に就て單獨に輸入統計を得ざるを以て計數を以て其需給高を指示する事能はずと雖も其賣行は相當巨額に上る者の如し本品の輸入地は大阪にして製造も亦同地なり目下市中に於ける相場は左の如し

	卸	小賣
小	品なし	
中	二十五錢	三十錢
大	三十三錢	三十八錢

綿糸界の近況

銀價が漸く順調に復し從つて日韓日淸の貿易界は逐日好況を呈せんとするの傾向あること別項記載の如くなるが記者一日仁川某綿糸商を訪ふて久しく不振なりし綿糸の將來に就き氏の意見を叩きたるに頗る會心する所ありたれば左に掲ぐ

久しく綿糸綿布界の不振なりしは全く銀塊暴落の爲め淸國輸出の不引合となりたる結果內地在荷が著しく增加したれば相場は日を逐ふて下落し爲めに二三紡績會社は到底破產の厄を免れ得ざるべしなど風說するものありたるに外ならず然るに去る十日以來銀貨は漸次引締りつゝあれば漸進と正反對に斯界は益々活氣を呈すこと言を俟たざる所なるが例年淸國正月休みの後ちは大に綿糸其他の商品の輸出額が著しく增加するは常とせるが去る十日は恰も淸國の休み明けに相當せるを以て今後は漸次賣行好況を來すべし且つ北淸方面の解氷に乘じて芝罘天津營口地方へ棉糸綿布の輸出を見るは例年のことなれば今回銀塊の回復は恰も適當の好時機に投じたるものと云ふべし

從來棉糸は糸價低落の爲め內地糸屋の約定品引取りか兎角諁り勝ちとなり爲めに會社の手元には製品停滯して少からぬ迷惑を蒙りつゝありしか內地の正月休みも已に過ぎたれば此れより內地の需要も沸々起り來るべく又た銀塊高の爲めに輸出の手合せも大に出來ずべきを以て棉糸の停滯せるものは●此際容易に消化せらるべく從つて糸價は昨今より下旬にかけて大に回復さるべし綿糸の商品は何れも活潑の手合せ行はるべきを以て此方面に固定せる[illegible]の資金は回收せられ人氣は頓に引立ち所謂對韓貿易品も回復さるゝに至るべし云々

小說

紅のみだれ（七十三）

永井櫻園

消之助は山田を訪ねて歸るさに、我家に近き芝、赤阪にて、相當な家はなきかと、所々探し歩く中、芝琴平町で小綺麗な家を見出したので、早速差配を訪ねて借入れる約束して、其日に敷金を渡し、何も彼も手續を濟まし、其旨を直に山田へ書面で知らせて遣ッた、すると、山田から翌朝返事が來てお松は三田四國町の若松屋と云ふ口入屋に居るゆへ、一度會つて賴むで下れるやうにと記してある。そこで消之助は養父の手前は宜い加減に云ひ繕ひ、早速俥に乘つて若松屋に往つた所が、幸ひまだ宿に居つたので、事情を話して雇入の約束をなし、左も右手傳に來て下れるやうにと、お松を連れて借家に來て、家の內外の掃除を爲たり種々な道具を買ひ集めたり、夜具蒲團を買つたり、それは〳〵目の廻るほど働いて晝過ぎる迄に先づ一通りの準備が整なつたので、お松を留守居に自分が四國町の四國館に往つて、下宿料の支拂を濟まし、車三輛に山田と自分と、荷物を乘せて歸て來た。

家は八疊に六疊に四疊半、それに四疊半ばかりの手廣い臺所があつて、九圓半の家賃に敷金が二十圓、新しいと云ふ家では無いが、又古くて朽かゝつた家では無い、家賃の比較から云へば寧ろ廉なるもので、四坪ばかりの庭もあれば、水道も附いて居る。かゝる格好な家がなぜ空家であつたかと云ふに、家主が嚴しくて、見寺に貸さぬと云ふ家で居たとの事である。

消之助はお松と共に、山田の荷物を八疊に運んで、机の位置や、本箱の置場所なぞ一々山田に聞いて取片付け、病氣に[illegible]はと云ふので、直に床を敷べて山田を寢かせ、それより近所の料理屋へ言附けて、人の口に適ふ料理を、三鉢、四鉢取寄せ心ばかりの祝にと、葡萄酒を酌むで、にも侑め、自分も飲み、お松にも侑めて、玆に全く一家を搆へて、山田は新世帶の主人とはなつたのである。

「お松どん、すつかり忘れて居たが、蕎麥を配らなきやならないのだらう、いと差配へ往つて聞いて來て下さい。」

思出したやうに云へば、お松も、

「まあ、すつかり忘れて居ましたね、直に聞ねて參りませう。」

と、匆々差配へ往つて聞いて來て、

「両隣二軒へ盛三箇づゝ、差配へは五箇ですつて。」

「じや、両隣りで宜いのかね、では近所に蕎麥屋が在るだらうからね、云つて配らしてれ下れ。」

山田は、默つて聞いて居たが、

「ざる蕎麥を差配に配れと、自分の家うものを自分で指揮する奴もないもんだ、此方から下れてやる物を、當然のやうに思ツてるんだね。」

と、微笑すれば、消之助も初て氣が附いたやう、

「莫迦ですね、自分の家へ貰ふものを何するのは變ですわ、でもそれがモウ習慣になつてるんでせうよ、はゝゝ。」

お松も成程と思つたか、

「それぢや差配だけは止すんでございますか。」

消之助は笑ひながら、

「いゝ[illegible]止すんなさいませんよ。」



▲都制法案通過

都制法案は貴族院を通過せり

▲禁酒法案通過

未成年者禁酒法案は衆議院を通過せり（以上十五日發）

外交團の置土産

對星樓主人

ベッセル及コールブラン（下）

導へて聞くコールブランが各種特權を獲るに際して彼は僅に二萬圓内外の資本を懷にして漢城の權官と交はり、宮廷の權臣と親しみ、遂に克く此特權を獲たりと。

彼は米國紳士中に於て久しく如何がはしき評判ありし男なり、然れども其放膽にして韓人を遇するの術に長せる久しからずして電氣鐵道は城内の大路を往來し、當時宮廷の迷信中心たる洪陵里后陵までの遊覽電車を架設しぬ、彼は宮廷の内官中非凡の權勢ありし姜錫鎬、宮廷の金庫と稱せられたる李鳳來、當時才徳雙び無しと稱せる漢城府尹李采淵等と親密なる交遊團を作くり、而かも此交遊團が猛大なる權勢を獲たるに及むで、米國公使アルレン氏も遂には一個の空權屋たるコールブランを重要視し、國際の利害を繫ぐの事業と爲し、内外の聲援は無資本なる空權屋をして百萬以上の企業者たらしめたり。

彼は機會を捉ふるに長せり、其特權たる電車鐵道が、餘りに粗末にして、餘りに無遠作なるが上に、宮廷の出資次第に累加せるに及むで社會は之を攻擊し、時の財政顧問ブラオン氏をして檢査に着手せしめたり、然れどもブラオン氏の檢査はコルモンポスウキク組合の秘密を檢査し得ること能はざりき、彼は此厄介物と數ケ月暗鬪し、重ねて宮廷の權臣は斯る善き空權屋と相背くこと能はず、玄衎錬、李夢均、李夏榮、閔泳喆、李根澔當時宮廷の權勢に因縁あるものは殆んどコールブランの三鞭酒に歌醉するに至りぬ。

斯くて電車鐵道の事業は漢城市の變遷と倶に漸く發大となりぬ、彼は國際の契約ならざる特權を市上に放賣するの困難なるを看取し、日露開戰の始に於て外交長官の調印を獲たり、恰かも是れ火事場盜難の如き行動なりき、彼は此一瞬間を利用して上海亡命者を保護し、露佛黨の殘徒を庇護し、ニウヨルクヘラルド戰事通信員として彼は排日本黨の爲めに都合好き通信を試み、更らにベッセルを授けて大韓毎日申報を發刊せしめたり、彼は決して政事家に非ず、實業者にも非ず、恰かも賭場に於て獲たる好大なる企業の利を獨占せんが爲めに斯る朝鮮政略を遂行したるのみ。

ベッセルは言論界に於ける一種のコールブランなり、コールブランは企業界に於けるベッセルなり、彼等は亞細亞の諸國を徘徊して、皆な成功せる外人なり、只だ之を稱して紳士となし耳目と視るは朝鮮人なるのみ。

▲風聲鶴唳

桑港電報

カヽホルニャ州ローサンセルス附近に七

人の日本の軍事探偵入り込み測量に從事し居れりとて大に騷擾を來せり

雜報

●齋藤海相の謝電　韓國皇帝陛下より齋藤海軍大臣に勳章を贈與あらせられしに對し一昨十四日海相より李宮相に宛て左の謝電ありたり

今回貴國皇帝陛下は余に大勳李花大綬章を授け給ふ旨御沙汰あらせられたる趣を以て海軍省へ伊藤統監より傳達せらる右に對し謹んで深厚の謝意を表するは余の最も光榮とする所なり

右宜しく御執奏あらん事を乞ふ

●度支部大臣の訓示　度支部大臣は日韓兩國人同僚たる者の注意に關し此の項左の意味の訓令を發したり

官制改正以後日韓兩國人敍せられて同僚となり一署に出勤す此れを前日に較れば其親密する所一層を倍したれば凡百の事項を相協議して務めて奏效を圖り公私の接應に若し些少の不便を以て内感情を懷きて各自離間する如きあらば世執務上の妨害のみならんや理勢を與念して茲に訓諭す宜しく自他の區別を以てする事なく同心奉公して刷進の目的を達するに努む可し云々

曾禰氏と東洋火災

副統監の息曾禰寛二氏に向て東洋火災より其社長たらんことを乞ひしは事實なるも曾禰氏は都合ありて承諾せられざりしなりと云ふ

●●●●●普通學校增設地の視察●●●●●　學部は本年度に於て十校の普通學校を各道に增設する事は既報の如くなるが今回右十校の增設地選定に付實地視察のため澁谷事務官は石原技師朴縉譯官と共に北韓方面に關學務課長は柳田事務官と共に京釜鐵道沿線地方に小松事務官は李縉譯官と共に西部沿海地方に向け何れも近日出發する筈なり

●駐韓軍の行賞　駐韓守備軍の行賞は過般衆議院委員會に於ける質問の際石本陸軍次官は目下調査中にて何とも決し居らずと答辯したるも今回の暴動たるや普通の拳賊とは大に趣を異にし政變と共に起りし者にて特に小倉師團の出兵を見るに至り且駐韓諸部隊は全部其服役延期をも命せられ尚今日嚴寒氷雪を冒し討伐守備の任を盡しつゝある次第にて性質と云ひ功勞と云ひ普通の守備とは全く異なるを以て當局者間にありては當初より論功行賞の至當なるを認めたるも事件の推移那邊に到るかを豫測すべからざりし爲論功の標準方法等を定むること難く單に戰死傷者に對しては戰死戰傷の場合に準じ遺族其の他に適應の處置を施すに止めたるが其の後一昨年十月頃に至り事件の狀態は敍賜の必要を促し爲に一度其の草案及び理由を作製し將に内閣に廻送せんとするに及びたり然るに尙未だ期間の制定し難きものあると共に時日の延長に準じ行賞の標準も亦其の程度を變更せざるべからざることゝなりたる爲之を差控へ更に將來に歸すべき豫測確立する日を待ちて行賞規程草案を作製せんとする事に内決したるなりされば駐韓軍の功勞は將に之を現實せらるゝの機あるべきなり

京城銀行集會所例會

（不渡小切手發行者の處分）

京城銀行集會所は一昨十四日午後六時より日本人倶樂部に於て其例會を開催せり參會者は日韓銀行者及度支部吏員等二十餘名にして晩餐を共にしたる後當夜の問題たる不渡小切手發行者處分の件に付各自意見を交換し愼重なる討議を盡したり其結果として日本側に於ては第一、五十八、十八の三銀行主任者及朝鮮側に於ては天一銀行の主任者を擧げ本問題に關する委員となしたり而して以上四名の委員は東京大阪等の銀行集會所が前年來實行せる不渡小切手發行者に對する處分法を基礎とし當地の事情に適したる一種の制裁法を作り之を實行することゝなしたり

滿鐵の遺利發見

（海城安東縣鐵路四十哩）

滿鐵會社本線の附屬地を精細に取調ぶる時は尙幾多の遺利あるに相違なかるべく現に元露國の經營に係り當然滿鐵會社に引繼がるべき地所の如きも亦決して尠なからざる由にて今回同社の地方部より職員を派遣し探見せしめ居る目的は蓋し露國時代經營の遺利を收拾せんとするに在るものにして目下出張中の黑田囑托の報告に依れば露國は海城より安東縣に到る約四十哩の支線を敷設せんとするの計畫にて其の間の鐵道敷地及び附屬地を淸國人より買收し置ける處日露戰役に遇ひて其の儘放棄したる事實を發見したる由なり而して土人の言によれば露國當時未だ地所々有者に對し買收金を支拂はざりしも密かに聞く處によれば當時既に淸國官憲が若干の契約金を收受しありと思はるゝ事實ありとの事より黑田氏は一層進んで之れが眞否を確め居れりと云ふが果して海城安東縣間四十哩の鐵路敷設の計畫にて既に契約金迄を支拂はれありとの事實確然たるに於ては滿鐵會社が當然之れを收受し得べき權利を有し居るを以て同社に取つては一大遺利の發見と稱すべきなり

●海底地質調査　仁川港灣の海潮調査及び海底地質は昨年中仁川稅關工事部にてなし海潮調査は終了したるも海底地質檢査は十二月中に第一回調査を終ねたるが同工事部にては近々中第二回調査に取り掛る由にて目下其の順備中なりと云ふ

●仁川埋築工事　仁川港灣の埋築工事は昨年十二月中に完成すべき筈なりしが諸種の故障ありたる爲め今日まで延引したるが該工事は目下工事を急ぎつゝあれば多分五月中に完成すべき由而して完成後は直に鐵脚棧橋、上屋、倉庫、邏舍等の新築に着手する筈なりと云ふ

●●●●●福岡市の韓國貿易獎勵●●●●●　福岡市は韓國貿易の發展を期する爲め對州の藤野小十郎氏に對し一航海に付百圓一箇月六回の補助を與へて博多釜山間の定期航海を爲さしむることゝし數日前左の命令書を交付したり

命令書

長崎縣下縣郡大手橋町十三番戸藤野小十郎

博多釜山間定期航海開設に付市費を以て補助金交附候に付本命令書を下交す

第一條　本命令は他人に讓渡することを得ず

第二條　航路は博多嚴原佐須奈釜山の外寄港を許さず

第三條　補助年限は明治四十一年二月五日より明治四十一年三月三十一日迄とす

第四條　定期航海は毎月六回とし一回金百圓の割合を以て月金六百圓宛を交付す但天變其他止を得ざる事故にて航海を欠ぐも市參事會は調査を遂げたる後事情により全部を交附することあるべし

第五條　補助年限中は何等の理由あるも定期航海を中止又は廢止するとを得ず

第六條　補助金を請求せんとするときは各港に於ける貨客の出入表及航海に對する收支決算表並に航海日誌を添付し翌月十日迄に申立つべし

第七條　航海に使用する汽船は登簿噸數二百五十噸以上の汽船にして豫め市參事會の認許を受くるを要す一時代船を使用するときも亦同じ

第八條　願人に於て本命令に違背したるときは本命令を無效とし既に交附したる補助金の全部を返納せしむ

第九條　本命令に依る各地間の運賃は一定の額を定め豫め市參事會の認許を得べし

●東淸鐵道の課稅　東淸鐵道會社は「遵守規定」を發布し同鐵道沿線にて商工業を營むものに對して悉く課稅する事とし外に酒類販賣者に向つて更に其營業期限を一ケ年に限定し每年必ず會社の許可を新にすべき規定あり現に南北滿の沿線に在るものは何國民に不拘此特殊の課稅を負擔せざるべからずと云ふは蓋し露國一流の政策としては當然の義乍ら之に對し淸國は如何の態度に出づべきやまた列國は何の批評を下すべきや之は茲に暫らく問ふの要なく唯同一權限を有せる滿鐵會社が沿線の行政に對し東淸鐵道會社と權衡上如何の經營に出づべきやは大に注視すべき價値あるべし

日韓連絡貨物割引

九州帝國鐵道管理局にては客年十二月一日韓國發着貨物に對し船車の連絡を開始し發地より着地迄鐵道にて直通（例へば博多より南大門迄）の便法を設け門釜間接續は堅牢なる汽船により日々確實なる方法にて之を行ひ貨物を停滯する虞なきが故船便に托するに比すれば餘程の速達にて安全なるは勿論殊に一般貨主面倒を感ずる關稅手續は鐵道に於て代辨の依頼に應じ日韓貿易上の便利を與へしに依り漸次發着數量を增加し殊に左記通常噸扱貨物に對しては將來最も出荷有望の傾向あるを以て九州管理局線内に限り來る十五日より特に規定賃金より七割内外の大割引を爲し盛に汽車積を獎勵する由

統監府線及び釜山着の分（割引賃金は一噸の割合にて）

品目	發驛	割引賃金（一噸の割合）
甘藷	上熊本熊本	一圓六十五錢
野菜	博多	一圓二十六錢
野菜	久留米	一圓五十錢
野菜	上熊本熊本	二圓一錢
陶器	有田中樽武雄	一圓十五錢
陶器	伊萬里	一圓二十四錢
和酒	久留米	一圓
木炭	八代	一圓二十九錢
醬油	上熊本熊本	一圓二十二錢
穀類	博多	七十九錢
穀類	佐賀、牛津 久留米	一圓八錢
穀類	羽犬塚大牟田 上熊本熊本	一圓二十九錢

備考　右割引賃金には發着手數料を含む尙ほ陶器、木炭及び醬油割引賃は一車積の場合に限り適用するものとす穀類割引賃金は一口の託送數量七噸以上なる時に限り適用

暴徒討伐情報

（軍司令部着）

●●●●●麟蹄守備隊の奇襲●●●●●　江原道麟蹄守備隊の樋口討伐隊は麟蹄の北方約六里のスイカンリンにて約百五十の賊を奇襲し該地北方山中に潰亂せしめたり賊の損害を調査するに首魁隊某は戰死捕虜二其他死傷不明鹵獲品は銃八、彈藥百四十其他軍需品多數なり

●●●●獐項里の衝突●●●●　咸鏡北道長津江下流（魚面保）に本月上旬以來集合しつゝある暴徒偵察の爲め長津より派遣せる我步兵は十日拂曉長津東北方約十二里山羊裡を發し午前五時半獐項里北方にて賊百五十と衝突し交戰約五十分の後之を擊退せるが主力は三水方面に他は散亂せり賊の死体は六、捕虜一我に損害なし賊は初め電杆約十八本を切斷したり

▲●●●●●全羅南道の狀勢●●●●●　昨年十二月以來全羅南道各地は草賊徘徊し其被害亦尠からず守備隊は巧みに踪跡を晦まし徒らに奔命に疲るのみなりし最初は二十三四多きも百に上らざる所謂草賊と稱する類多數にして近時に至り彼等は是れ等の草賊を綜合し稍秩序組織的に集合するに至り之れが檢擧搜索には却つて便宜を得るに至れり其主魁の最も勢力あるは奇三衍にして部下五百を有すると云ふ之れに次ぐ者は金春元、李進士の徒にして部下二百乃至四百を有すと云ふ而して此三黨類は互に氣脈を通し全南各地殊に守備隊の配置薄き方面咸平、羅州、長城、靈光、法聖浦、白羊山、潭陽附近を橫行す然るに我討伐の結果は着々功を奏し奇三衍、金春元、李進士の主要なる黨類に大打擊を與へ殊に首謀と目すべき奇三衍を捕獲したるを以て彼等の行動を一頓挫せしめ當分小康を保ち得べしと信ずるも尙ほ多少殘黨の橫行は免かれざるべし

▲●●●佛甲山の賊●●●　全羅南道は昨年十二月以來靈光、咸平、長城諸郡に草賊徘徊し各所に散在する同胞農事經營者及び警察駐在所等を襲ひ掠奪慘害を擅にせり其根據地とも目すべきは佛甲山並に咸平附近にして其主魁は奇三衍（部下五百と稱し少くも銃器百五十を有す）金春元（部下四百と稱し少くも銃器百以上と四斤野砲の如き舊式砲五六門を有す）李進士（部下二百と稱し銃器五六十を有す）等なり、一月二十六日午後四時四十分河内縱隊は非廿里に侵入せんとする際該村落に二名の賊の步哨らしきを發見し急進せしに約三百の賊徒該村西端約十二米突の鞍部を中央にして南北に亘る高地線を占領し射擊を開始す吉田縱隊は鞍部及び其以南の賊に河内縱隊は北方高地に向ひ交戰約四十分突擊に移り午後五時三十分該高地線を占領したるに賊は三部に分れ潰走せり此賊の首魁は金泰元及其弟金律にして賊の遺棄せし死体三十二、負傷不明鹵獲品銃十七、乘馬五、駄馬三なり、一月二十七日午後一時河内縱隊は良山里に於て賊二名陽地（羅州山の東方一里）に潛伏しあるを探知し急行捕獲せんとしたるも既に我兵の進入するを承知し陽地北方山陵を傳ひ逃走したるを以て射擊したるも命中せず遂に森林中に隱れたり一月二十八日午前十一時半河内縱隊は不妹洞（咸平東北一里半）に於て三名の嫌疑者を捕縛す又た午後一時三十分久賀縱隊は竹支店（佛甲山西方一里半）に於て約五十の賊徒に遭ひ十五分間戰鬪の後其五を殪す午後六時長谷川縱隊は保田に於て三名の敗殘者を捕獲したり、一月廿九日正午各縱隊を咸平に集合し午後二時より空砲を使用し示威運動（戰鬪演習）を施行し郡守を集め各面洞長を召集して一場の說論をなしたり

●暴徒生擒詳報　木浦電報に見へたる既報暴徒生擒の詳報を聞くに初め暴徒四十名長興郡有治面に來り民財を掠奪しつゝありとの報長興分署に聞へ坂根警部は部下巡査十三名及び憲兵三名と共に討伐に向ひ二月七日夜同地に着せしに賊徒は同面寶林寺別院に在るを偵知し之を夜襲する事に決し着し突戰少時にして突擊に移り其六名を生擒し殘餘は四散潰亂せしむ敵の死傷は詳かならず火繩銃十七其他雜品若干を鹵獲す我一行は無事なりしと

間島通信

（續）

野菜は白菜玉葱大根等至る所豐富にして從て其の價格も低廉にて一株約五百匁の白菜は日貨一錢五六厘に候工藝品の產出は殆んと皆無と申してよろしく候尤も日用雜貨品は多少見るべきもの有之候も多くは外國の製品に係り重もに吉林及浦鹽より輸入し居り候而して統監府派出所設置以來は會寧よりの輸入も增加致し候又我國よりの輸入は淸津よりいたす方最も便利に候も不幸にして茂山嶺の峻嶮が此の間を沮害し居り候へは稍や不便の感有之候淸國施政の狀況に就ては局子街口統領衙門及び知府衙門ありて全間島の防備及び行政司法を司り諸所の收稅分局及び警查所（我守備隊と警察とを兼ねたる役所）を設け有も少しも國利民福に留意せず唯人民の膏血を絞りて私腹を肥たすに過ぎず候了りに敎育は其の程度極めて低く間々出房校の如きを見るも兒童の數僅少にして殆んど言ふに足らず寧ろ[illegible]の袁と申す方適評と被存候先は右迄

●●●●丸山總監の宿直●●●●　丸山警視總監は一昨日夜昌德宮に參内し宿直したり

●●●●●學部大臣の午餐會●●●●●　學部大臣は昨日部屬員以上の職員一同を同部内大廳に招き午餐會を催せり

●●●●西北學會招宴●●●●　西北學會長鄭[illegible]は本日午後六時日韓各新聞の代表者及び有力者を招ぎ惠泉館に於て大宴會を催[illegible]

●●●●綱島牧師の演說●●●●　綱島牧師は本[illegible]六時より典洞なる韓人靑年會に於て「[illegible]家新島襄」と題し演說すると云ふ

●●●●同友會員押送●●●●　昨年事變の際總理[illegible]李完用氏邸を燒打したる同友會副會[illegible]炳履以下二十名は裁判の結果智島及び[illegible]に配流せらるゝ事となりしが愈よ一昨[illegible]韓巡查六名護送して兩島へ向ひ出發[illegible]

韓國遷都論

（やまと新聞）

韓國は彼の萬國平和會議に對する密[illegible]以來、一時混亂を極めたりしも、老帝の讓位、新帝の即位、太子の冊立等を經[illegible]秩序稍立ち政務亦緒に就けるもの、如[illegible]唯無智蒙昧の頑民等、偏隅に不穩の妄[illegible]試むるあるに過ぎず、今や余輩は韓國[illegible]綸に對して、論評を試むると同時に、余[illegible]を開陳するの時機に達せるが如し、余[illegible]口先づ遷都論を唱へん

國家興亡の跡に徵し、又古今東西の歷[illegible]觀て、遷都論を結構せんには、材料[illegible]きもの、あらん、然れども余輩の今の[illegible]向つて遷都の必要を感ずるは、歷史的[illegible]を根據とするものに非ず、又俗間の所[illegible]位論に御幣を擔がんとするものに非ず[illegible]直截簡明に余輩の主張を約言すれば（一）[illegible]心を新たにし（二）都會收入を國庫に繰[illegible]め（三）理想的都會を新設せんとする[illegible]韓國遷都論を唱へんとする要點なり

乞ふ茲に右三箇の要點を略言せん、凡そ革新を以て制度並に人心を新たにせんせば、必らず天下の耳目を從動するに[illegible]の快擧なかるべからず、古來英雄豪傑[illegible]起して、新に天下を握れるもの皆是[illegible]段に出でざるはなき也、歷史的緣起の[illegible]方位論の如き、實は英雄が人心を新た[illegible]んとして大快擧を試みたる跡より附會[illegible]ものに外ならず、今夫れ遷都は如何に[illegible]を新たにするの方便たるかは、必らず[illegible]贅說を要せず、近く我が維新の際に於[illegible]江戶遷都の如き、當時如何に天下の人[illegible]新たにするに功果ありしかは世人の記[illegible]新たなる所ならん、彼の韓國は外人の[illegible]稱して言へるが如く、一種の迷信國[illegible]是等の迷信を打破して、人心を新たに[illegible]未だ遷都の擧に若くものあらず、斷[illegible]可なり、服制の新定も可なり、然れ[illegible]に大に人心を新たにするものなかるべ[illegible]す、余輩は先づ韓國の人心を新たにせ[illegible]點より遷都の必要を感ぜざる能はず（未完）

月旦三十行　予の見たる仁川紳士

力武平八君

滿州に於ける韓米を稱して力武米といふ、斯れ即ち此君力武平八の輸出米が勢力を得た證據である、君は往年一敗地に塗れて仁川を去り、往らざる事幾年、日露戰爭當時又資を得て仁川力武精米所を興し遂に今日の成功を得たのであるが、君今日の成功は時勢の賜ではあるが又君の奮鬪の結果に外ならぬ、君は實に勤勉此上なく君の前に横はる幾多の萬難は何の苦もなく常に君の爲めに破られ君の爲めに勝利を得らるゝのである、斯の如く君は飽迄奮鬪の子であるが此奮鬪、勤勉は一に只金を得んが爲めであると聞いては君も又一種の怪物であらうか然り君は金の爲めには親なく子なく兄弟なく況んや世間の義理人情をやだ、比較的鋭敏なる君は金の問題に遭遇するや忽ちにして沒常識となり機つて話の解なき加減は常に君を知る者をして驚かしむる所である、君は民會議員として一脚の椅子を占めて居るが議員としての君の腦底には果して何物が存在して居るか恐らくは空々漠々たるものではあるまいか、評して茲に至れば君は餘りに寂くもないだが君の眞價は只之れのみでない、君は實に堅固な人である徒らに風雲に乘じて巨利を得んとし或は投機熱に浮されて仕事に手を出す樣な愚を學ばない、之れ蓋し他の所謂商人なる者が君に學ぶべき所であらうと思ふ、それ君任らずとも仁川港頭の五分島が消ねざる限り長へに君の名が忘れられぬであらう(妄評多謝)

秋月菊の傳　其十一

紫生

扨ても其後去る程に彼れ福田市作夫婦のものはアーでもない斯うでもないと諫め止むるものなきを幸ひに有るに任せて贅澤の仕たい三昧自ら王侯貴人を眞似グッと氣取りし生活向に入るものは幇間半分の放蕩者か然らずば後妻たとみの友達なる賣春婦なるにぞ何れも夫婦の者を奧樣旦那と諛らひて御馳走酒に食ひ醉ふては尚此の上の御情けには鰻丼一つ惠みを偏へに願ひ奉ると乞食の聲色身振り可笑しく立ち振舞ふ世に憐れなる動物連のみなるにぞ市作は凡そ天下廣しと雖ども人に稱てられ他に崇めらるゝものも多かるべけれど己れの如きは稀れなるべしと慢心の芽の萌し初めつ酒を飲ませ肴を食はせ散々御馳走したる上旦那お手元の御都合にて一寸三十圓、五十圓と云はるゝ度に斷り言ふてはわれの暫日の下りやせんかさ一杯機嫌の諸よし／＼と無抵當無利息にて蔭で吐かるゝ其舌の夕レナヒぞさも小付かず云ふがまに／＼貸し與ふるにぞ幾何あつても足りる筈なきに況して此れは殖ねた有るは云つた處で高々一萬五千が二萬圓の瘦せ窩限で永く保つべき樣もなきに稼業の方は韓人任せなれば已前の樣には繁昌せざるに加へ一市作の非道に苦しめられたる韓人達が宜からぬ噂を吹聽し回るにぞさあらぬだに追々同營業のものゝ殖ね來れることゝて漸次々々に客は減じ資本は耗るガンキに甑立つ目なき場合とこそはなりければ有頂天に上りつめたる市作が高慢心にも失敗たりと心付きたる頃は開業以來實直に勤め來りし手代がはりの韓人さへも体よく暇を取り去り！曉なりければ流石横紙破りなる市作たとみの兩人も夢の覺めたる心地しつ一時は途方に暮れたりしがエヽ何うなるものかマヽの革巾着又其中には宜い事もあるべしと頼みなきことを頼りとして送り迎へし廿五年十一月廿七日自暴から呑し酒の上にて人交へもせず唄ひ狂ひし袖袂何うした機會か据にありしランプにからみやしけれん引き倒したりしにぞ何かは以て耐るべき忽ち一座は焦熱地獄アレヨと叫ぶ暇もなく襖を舐め障子を這ひ凄まじき勢もて燃ね擴りしにぞ市作は手近にありし現金入りの手匣一つたとみは抱へ居たりし三味線一挺携げたるまゝ煙の中を免れ出では出でたるものゝ火事よと呼ふ威勢もなく只茫然として煙に包み終ふされし我家の棟を見上げたる儘暫しは立ち去り兼ね居たり

六十の韓家を破壞す

我利亡者村谷勘藏▲人夫を率ゐて韓家を毀つ
▲刑事問題の惹起

對韓政策の所謂過渡時代に於ては邦人の韓民を過する恰も征者のそれの如く偶々横暴戻殘を極むるものあるも人敢て怪しまず寧ろ己れの他に如かざらんことを慮れ凡ゆる惡手段を以つて韓民の膏血を絞り己が腹を肥しつゝありしが、一度び我對韓政策の改善されし以來彼等我利々々亡者は日を逐ふて跡を絶ち誘導扶掖の功漸く奏せんとする今日尚ほ一二沒分曉漢ありて無告の韓人を虐げ以つて不正の利益をせしめんとするものあり而かも此大不正漢をして其横暴を逞ふするに種々の便宜を與へたる高等官さへあるに至つては吾人亦啞然として云ふ所を知らず然れども退いて彼等の不正行爲が我統監政治を阻害する勘少ならざるに想到すれば苟も社會の木鐸者を以つて任とする者の默して已むべきにあらざれば吾人は之れより天來の筆尖を揮つて此等醜漢を誅戮せんとす如上の役義道漢とはそも誰ぞや、曰く仁川船具商として其名ある村谷勘藏其者なり、彼れは今如何なる惡手段を以て無告の韓民を苦しめ如何に其暴戻を逞ふして我利を貪らんとせるか其裏面には毒殺の風說、官憲の介在、辯護士の恫喝等、愈出て愈奇怪なる事實あり、乞ふ幸に明日以後の紙上を見よ

龍山疑獄事件

一昨日の公判にては被告一通りの訊問ありて證據調に至り莊司辯護士よりの請求に係る元吉萬藏執行猪太郎兩名を召喚することゝなり午後五時閉廷せり次回開廷は追て期日を定め通知の筈

●李顧問の艶福

此程のことなりとか前內部協辨李鳳來が誕生の佳日に當りたれば李鳳來は親近者や朋友を招き漢城內にありとあらゆる名妓を聘し酒池肉林と云ふ豪遊をなせしが招きに應じて集りし人々前の內部大臣今の中樞院顧問官李址鎔を始め何れも當代の豪傑のみにてやがて宴初まり管絃漸く湧き座中の人々は耳熱し來りし時主人の差圖にて妓生中より撰びたる美人は一齊に紅裳を飜へし男舞や劍舞をなして興を添へしかば主客何れも悅に入り朦朧たる醉眼をトロリとさせて見入りたる中に李顧問は名妓の中の名妓と聞へたる山紅に眼を注ぎ實にも美なるかな唐の楊貴は知らず今代には稀れなる美人なるかと歎多度嘆息して見惚れ居りし中舞も終りしかば早速膝元に近づけて杯を遣はされたる上種々來歷などを尋ね親切に勞はりしにぞ山紅も實に有りがたき仕合斯る貴人に侍くを得ば我身の榮は更なり一門の擧れと此方よりよりかゝりたるに李顧問の滿足一方ならず魂も既に天外に飛び去り直ちに一千六百圓の寶石入指環を惜げもなく山紅に遣はされ末の松山波越すとも二人の間は天長地久爺はらじと怪しき契りを結ばれたりさはから雀の囀りなり

●高麗燒窃盜

山口縣下の關市入江町戸主平民當時開城邑內須藤袈裟夫方居留菓子職長井利助(四十)は居所不定福岡縣人永島順平及荒川某等と共謀し去月二十九日開城より南方一里豐德郡炭洞林尙律所有の土地に到り發掘して陶器德利外三點を窃取して尙犯行を繼續中開城署巡査西鄕彦九郎氏に逮捕せられ取調の結果窃盜犯として七日京城理事廳へ送致せり

●韓賊を捕ふ

去る十四日の午後三時頃本町九丁目の酒造業村上吉藏方の店にありし財布を引攫へて逃走せし韓人を同家の雇人が引つ捕へ斯くと新町巡査派出所へ屆出でしにより巡査出張して取調べて見ると此の賊は水口門墨洞居住南永周(二十)といふ者にて盜み取つたる皮財布を所持し居たるにより直ちに警察署へ引致したりさ

●狂馬逸して人を傷く

去る十四日南大門外吉野町一丁目運搬業小玉順三の雇人が使用する荷馬車馬奔逸して本町四丁目伊藤某宅の前にてチョンガーに衝き當り其の頬に擦過傷を負はしめ次に廣島縣人廣中茂三郎の妻トク(二十)が龍山に行く途中此の狂馬の車輪に觸れて打ち倒れ頭部其の他に負傷し十全病院に入院するに至りしが双方熟談の上治療代を拂ふて事濟みとなれり

●藝妓の逃走

そんちよ其處等の粹樣方はとつくに御承知の新町遊廓高島屋の二枚目妓蹴こと大阪府中民豆谷サキは去る十四日の午前七時頃旭町二丁目の今福某方を訪づれ其の足にて己の足の向ふ方に逃げ去りたるより樓主は四方に八方に細作を放つて搜索すれども今に於て行衛知れず此のことなるがアノソレ此所に居るものを知りやはらんかと當人は何所かにて長い舌を出して嗤ひ居るなるべし

●自轉車を窃まる

南山町四丁目三十五番戸原田政吉方にては去る十一日午後六時頃店頭に立て掛け置きし自轉車を何者にか窃取せられし旨屆出でしが代金は百五十圓位の物なりと

●變死者

再昨十三日午前十時半頃南大門內倉洞市場前路次に變死者ありとの報に接せしかば直ちに警官出張檢視を遂げしに年齡は五十前後の韓人乞食らしく死因は梅毒發生に加ふるに營養不充分にて且つ昨今の寒氣に罹りて遂に凍死せしものと認めしが死後約四時間を經過せしものゝ如く死骸は同所居住金顯明なる者に引渡せり

●汚襟の百度詣り

處は京城とばかりに町名は聞き洩らしたが或るチョンダンチの居候とか立候とか云ふ廿一二位の汚襟は處もあろふに御自分の勤むる〇〇社の近傍に淸韓人專門的の一寸チビの夏子とか云ふバッテンむきだしの滑べり女に現を拔かし三度の食事も一度に減し好た煙草も夏子のためなら禁めても厭やせんと變な處に理窟を附けて甕辛棒した金では信謙袋やれ香水やれ花かんざしと持ち行きて夏子の笑顏を見ては涎を垂らし居るといふが夏子には疾から二世を契りし優男のあるとも知らず大事の職務も手につかずれ百度詣りをして居るさはサテモ困つた汚襟殿かなと投書のまゝを書くの通り

●日曜說教

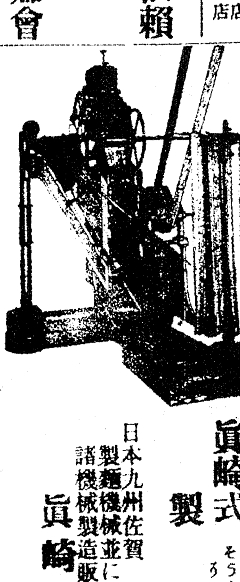
理事廳横丁名古屋城內なる日本メソヂスト教會に於て午前十時より聖書研究十一時より來京中なる廣島女學校長西村氏の禮拜說教あり又夕七時半よりはハリス博士、西村教師、木原牧師の傳道說教あり何れも來聽隨意なりと云ふ因みに演題左の如し

朝　基督の愛吾を勵せり　西村靜一郎
夕　未定　ハリス老博士
　　悔い改め　木原牧師
　　良心の叫び　西村靜一郎

●日曜講壇

日の出町京城基督教會にては本日午前十時より日曜學校を開き午前十一時より綱島牧師の『希望の福音』の講話あり午後七時よりは綱島牧師の『神、儒、佛と基督教』と題する傳道說教あるを以て多くの參聽を希望すと尙ほ同教會にては午前禮拜後洗禮晩餐の二禮典を執行し新入會者の入會式を行ふと云ふ





一各種石炭大販賣
大の浦塊炭
豆田塊炭
大辻塊炭
ストーブ用として右三種取寄せ貯炭罷在り御希望に從ひ多少に拘はらず汎迄御届け可申上候
三池粉炭
鍛冶用として貯炭罷在り多少に係はらず御用に應し可申候
當社一手販賣炭左之通り
三池、田川、伊田、山野、金田、豆田、津波黒、藤棚本洞、大の浦五尺、大の浦三尺、笹原、滿の浦芳雄、大辻、白岩、柚木原、岸嶽等

三井物産合名會社
京城出張所（電話二十六番）
仁川出張所（電話六十三番）

營業課目
諸機械製造並に修繕
諸官會社拂下物品買受
其他不用品買入
古銅鐵賣買

佐竹商店金物部
京城永樂町二丁目赤門前

本店 東京市日本橋區兜町
内地支店及出張所 大阪、京都、横濱、神戸、名古屋、四日市、下關、兵庫、伏見、大阪西區、東京新大阪町
韓國支店及出張所 仁川、釜山、元山、鎭南浦、木浦、群山、平壌、大邱、開城、城津、咸興、馬山、鏡城
清國出張所 安東縣

株式會社 第一銀行京城支店
電話番號
營業部 一番
營業部 一同 三二番
當直用 三二番
國庫部 六一番
國庫部用度係 六二番
分拆所 六二番
總支配人 市原盛宏
副支配人 三島太郎
國庫部支配人 竹山純平
國庫部支配人長 竹山純平
開查部長 木村雄次
副支配人
營業部長 木村雄次

營業科目
活版活字鑄造
石版銅版
コロタイプ
彫刻諸印刷
諸帳簿
製本裝釘

本社 京城明治町三丁目（電話三二三番）
日韓印刷株式會社
東京出張所 東京市京橋區南鍋町一丁目十番地（電話新橋三九六二番）

極材木、竹類、鹽灰
座敷廻り諸材料特に注意取揃あり
右本年は多額輸入可仕特別廉價販賣仕候間多少に不拘御用命願上候
小森材木部
京城旭町一丁目
電話七四四番
本宅四〇五番

銀行一般業務精々御便利に取扱可申候
資本金 參百萬圓
積立及繰越金 七拾貳萬圓
株式會社 十八銀行京城支店
京城南大門通（電話四二〇）
本店 長崎市築町
支店出張所 京城、仁川、木浦、龍山、釜山、元山、群山、日本 大阪、熊本、佐世保、嚴原、五島、壹岐
韓國 鎭南浦、濟州
其他日本韓國樞要地及露領浦鹽に爲替取引先あり
貯蓄預金 一口壹錢以上何程にても御預り申候（利息日歩壹錢四厘）
長崎貯蓄銀行代理店（十八銀行京城支店）

木炭着荷
京城南大門通三丁目
英兄弟商會
電話九四八番

實用新案 空氣呼鈴
此の呼鈴は彼電氣呼鈴の如く藥品を要せざれば破損の患ひ無く道線は鉛管を用ふるものなれば地中水中に論なく布設し得且距離は能く百二十間の遠きに達すされば官衙銀行會社旅館料理店或は本宅離亭の間等に使用して誠に經濟至便の文明的要品なり乞ふ陸續御購求あらんことを

諸官御用達
諸機械
軍刀及
附屬品
諸金物
雜貨類
ター二一商店
石川義夫
京城明治町一丁目

銀行一般の業務精々御便利に御取扱可申候
資本金三百万圓
本店 大阪市西區北堀江通五丁目
支店 釜山、仁川、平壌、鎭南浦、安東縣
株式會社 第五十八銀行京城支店（電話五八番）

為替取組先

畿内	東山道	山陽道	南海道	北海道	臺灣
二十七ケ所	十三ケ所	七十五ケ所	二十三ケ所	五ケ所	二ケ所
東海道	北陸道	山陰道	西海道	韓國	清國
二十八ケ所	十ケ所	十三ケ所	三十ケ所	九ケ所	一ケ所

齒科全般の治療
米國最新式義齒
京城本町六丁目（鐵そば横町）
米國齒科醫學博士 女醫 中村安子

西洋御料理宴會
日本人倶樂部
京城南山町三丁目（電話一二三番）

產婆案內 いろは順
京城明治町二丁目 内務省免許 伊集院兼子（電話架設中）
京城旭町三丁目 内務省免許 伊藤智滿子
京城明治町一丁目 内務省免許 岩永滋野 妊婦産婦マッサージを要す
京城壽町三丁目二十六番地 内務省免許 濱崎辰子
京城本町五丁目（釘本商店横入）内務省免許 堀越直子
京城本町貳丁目三井物産會社構內三好方 若原順子
明治二十五年開業 内務省免許 田淵左姬 京城本町六丁目
京城本町四丁目三十番地 内務省免許 土山峰子 京都市帝國大學病院產科婦人科勤務を辭し肩書の處へ開業致し候
京城旭町通一丁目五十五番戶（民役所の西側）内務省免許 山鳥ウタ
京城壽町一丁目（坂井病院內）内務省免許 築山久野（電話二一六番）
京城南大門外雜貨商池田商店前入 内務省免許 松尾のぶ子
京城日出町小學校前文具商酒井秀榮堂內 内務省免許 淺野くわ子
官許 胞衣取扱所 京城明治町三丁目一番地 内務省免許 三池鶴代
明治二十四年開業 杉原花子 京城南山町三丁目（日本人倶樂部上）

營業科目
土地家屋鑛山山林賣買貸借ノ仲介
土地家屋鑛山山林測量製圖應依頼
灌漑排水事業設計應依頼
土地整理並丈量應依頼
鑛山未墾地出願代辨
土地家屋證明願賣買手續代辨
外國旅券出願代辨
新聞廣告取次
電話賣買取次
韓國に關する著書雜誌閲覽
韓國に關する非賣出版書閲覽
韓國に關する本社調査書類閲覽
商品依託特約代理店ノ仲介

日韓病院
一般患者之依頼に應ず
京城新王城大漢門前
院長 橋本三男
醫員 吉田定見
同韓國軍醫 蔡永錫
藥劑師 濱口源太郎
會計 井口平治
隔日出張 龍山青木病院長 青木清六
入院隨意

十全病院
入院隨意
京城旭町三丁目
電話七三七番

京城醫院
入院隨意
京城壽町一丁目
電話七四二番

梅毒痳病
内科 外科
京城南大門外
入院隨意
戸田病院

▲弊社は誠實敏速を旨とし
●宅地及韓人家屋の賣物あり
●商店向其他の貸家あり
●鑛山の賣物あり
●耕地未耕地の賣物あり
弊社は各方面に渉り各事項を調査す
本社 京城永樂町一丁目八番戶假事務所
京城仲介社
支社
東京 東京麹町區富士見町 伊藤壽次郎
大阪 尼ケ崎字宮町 由比昌太郎
仁川 仁川新町一丁目 遠藤喜一平
釜山 釜山入江町一丁目 加納佐一
木浦 木浦山手通三丁目 谷垣嘉市
鎭南浦 鎭南浦西二丁目 古田稻吉
開城 開城西部 今福又三
水原 水原南門內 川口直三郎
元山 元山居留地 菅鶴平
鏡城 鏡城北門內 菅支店
平壌 平壌大和町 佐久間實次郎
大邱 大邱東門外 稻本新臣
龍山 龍山元町 吉岡一作

日本漬澤庵大賣出し
味噌醬油製造
乾物荒物罐詰
銘茶食料雜貨
漬物問屋
京城本町五丁目
大上商店（電話二五一番）

工學博士 藥學博士 高峰讓吉氏發見
胃腸新藥 위장신약
타가
タカヂアスターゼ
韓國一手卸元
仁川倉知商會
電話一三〇番

日本郵船株式會社
仁川出帆廣告
貨物及船客取扱店
仁川海岸通 郡回漕店 電話三番
京城南大門通 巴商店 電話三〇六番
●釜山長崎門司神戸行 相模丸 二月十八日 後三時出
●群山、木浦、釜山、門司、神戸、大阪行 第一オハヨ號 二月廿三日 後三時出
伊勢丸 二月十八日 後三時出
高松丸 二月廿三日 後三時出
●大連行 伏木丸 船客不載 二月十八日後一時出
酒田丸 三月五日後一時出
●大連、芝罘、秦皇島行 山東丸 三月五日 前九時出
●釜山出帆、元山行 弘濟丸 二月十二日
御注意 御乘船ノ際ハ税關波止場ヨリ本船迄御送迎ニ可成御乘船ハ本社出帆ノ約五十分前ニ御乘船相成度候事